

2024 年度 成蹊大学 AO マルデス入試 法学部討論力審査テーマ

「キラキラネーム」は規制すべきか？

2023 年 2 月、法務省法制審議会戸籍法部会は「戸籍法等の改正に関する要綱案」(<https://www.moj.go.jp/content/001389862.pdf>)を決定し、同年 3 月には戸籍法の改正案が閣議決定された。これにより新たに戸籍に“氏名を片仮名等で表記したもの”(仮名表記)が追加されることとなる。上掲要綱案では“氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるものとする”、としており、従来は規定のなかった漢字氏名の読み方に一定の制限が課されることとなる。

これにより、いわゆる「キラキラネーム」(ここでは“広く許容されている読み方から極めて大きく逸脱した漢字氏名”と定義しておく)は認められにくくなると考えられているが、こうした「キラキラネーム」は法律等によって規制すべきであろうか。日本の漢字氏名に関する諸問題の現状や歴史的背景などを調査・分析した上で、具体的かつ論理的に自身の考えを示されたい。